

## 第80回国民スポーツ大会愛称・スローガン審査要領

### 1 目的

この要領は、第80回国民スポーツ大会の愛称及びスローガンの最優秀賞各1作品、優秀賞各3作品を選定するために必要な事項を定める。

### 2 審査基準

審査に当たっては、次の事項を勘案して選定するものとする。

#### 【愛称・スローガン共通】

- (1) 言葉の響き、リズムがよく、印象に残ること。
- (2) 一部の地域に限定される表現が用いられていないこと。
- (3) 過去に使用された作品と類似していないこと。
- (4) 開催基本方針から想起されるフレーズに沿った内容であること。

「スポーツの楽しさを広げる」「県民全てが参加する」「熱い心でのおもてなし」  
「青森のあらゆる魅力の発信」など

#### 【愛称】

- (1) 「青森（あおもり、アオモリ、AOMORI も可）」及び「国スポ」という言葉を用いていること。

例 青森〇〇国スポ、〇〇あおもり国スポ、アオモリ〇〇国スポ、〇〇AOMORI 国スポ  
など

- (2) 誰からも親しみやすく、呼びやすいものであること。
- (3) 青森県らしさのある言葉で、青森県の魅力を広くに発信できること。

#### 【スローガン】

- (1) 青森県で開催される国スポの趣旨や目的、その国スポに向けた思いを印象付ける言葉であること。
- (2) 青森県をイメージできる言葉・フレーズが用いられていること。

#### 【参考】＜第80回国民スポーツ大会開催基本方針＞

##### 1 基本方針

第80回国民スポーツ大会は、本県で48年ぶりに開催する国内最大のスポーツの祭典として、スポーツによる感動や交流の輪を広げるとともに、本県のあらゆる魅力を発信するなど、県民総参加により青森県らしさあふれる大会として開催します。

大会の開催に当たっては、創意工夫により、簡素・効率化を図るとともに、将来の県民へと引き継がれる貴重なレガシー（遺産）となるよう大会終了後も見据えた取組も推進します。

この大会の開催を契機に、県民が年間を通してスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康づくりや生きがいづくりに取り組むことにより健康・体力の保持増進、競技力の向上が図られ、また、本県を訪れる多くの人達との新たな交流により地域が活性化するなど、「スポーツが盛んな青森県」の実現を目指します。

## 2 実施目標

### (1) スポーツによる感動の創出と地域へのスポーツの定着

スポーツを「する」「みる」「ささえる」など多様な場面で、感動が創出されることにより、県民の誰もがスポーツに関わる楽しさを感じることができる環境が整備されるとともに、県内各地で地域住民がスポーツに取り組む習慣が身につき、スポーツが地域に定着する大会とします。

### (2) 自発的、積極的な県民参加による地域の活性化

県民一人ひとりが、開催準備に自発的、積極的に参加するとともに、スポーツを通じた健康づくりなどに一丸となって取り組むことにより、全ての県民が心身ともに健康な状態で大会を迎え、その後も各地域が元気で活気に満ちた姿となる大会とします。

### (3) 来県者への熱い心でのおもてなしとあらゆる魅力の発信

大会に参加する選手・監督・役員・応援者など数多くの来県者を熱いおもてなしの心で迎えるとともに、大会期間を通して本県のあらゆる魅力を体感していただくことにより、再び本県を訪問したいという気持ちを喚起する大会とします。

## 3 審査方法

審査は、事務局による調整の後、広報・県民運動専門委員会にて審査を行う。

### (1) 事務局による整理

事務局は、応募作品を取りまとめ、愛称・スローガンごとに「応募作品一覧表」を作成する。

さらに、事務局は審査要領に基づき「応募作品一覧表」の中から50作品程度を選定し、類似商標の調査を行った後、「第一次候補応募作品一覧表」を作成する。

### (2) 広報・県民運動専門委員会委員による第二次選定

① 事務局は、「第一次候補応募作品一覧表」を委員へ送付し、委員は「第一次候補応募作品一覧表」の中から、優れていると思われる作品・各10作品程度を優劣つけずに選定し、その結果を事務局に報告する（委員による補作は行わない）。

② 事務局は、①で提出された作品・各10作品程度をまとめ、類似商標の調査を行った後、「第二次候補作品一覧表」を作成する。

### (3) 広報・県民運動専門委員会委員による第三次選定

事務局は、「第二次候補応募作品一覧表」を委員へ送付し、委員は、「第二次候補作品一覧表」の中から、優れていると思われる作品を順位を付けて各5作品を選定し（上位から5点から1点の点数とする）、その結果を事務局に報告する（委員による補作は行わない）。

### (4) 事務局での整理

事務局は（3）で選定された作品の得点順に並べた「最終候補作品一覧表」を作成し、広報・県民運動専門委員会に報告する。

(5) 広報・県民運動専門委員会による選定

専門委員会を開催し、事務局から報告を受けた「最終候補作品一覧表」について協議し、最終的に最優秀作品候補各1作品と優秀作品候補各3作品をそれぞれ選定する。(適宜専門委員による補作を行うことができる。)

#### 4 決定

(1) 作品の決定

常任委員会において、最優秀作品候補各1作品と優秀作品候補各3作品について審議し、愛称・スローガンとその趣旨を決定する。

(2) 受賞者の決定

最優秀作品、優秀作品の応募者が複数ある場合は、別途定める抽選方法により、受賞者を決定する。